

発行  
鹿沼警察署  
久保町交番  
鹿沼市久保町1696番地1  
電話 0289-65-0402

# 久保町交番だより

## 6月は「外国人労働者問題啓発月間」です。 不法就労とは？

- 不法滞在者（不法入国者、不法残留者）が働いてお金を稼ぐこと。
- 働くことが認められていない在留資格の外国人が、許可なく働いてお金を稼ぐこと。



### ～罰則の適用～

事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた者（入管法第73条の2）

3年以下の拘禁刑  
若しくは  
300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する



退去強制を免れさせる目的で、不法入国者又は不法上陸者にかくまう等の行為をした場合（入管法第74条の8）

3年以下の拘禁刑  
又は  
300万円以下の罰金に処する

## 外国人を雇用するときは、パスポート、在留カード等で「在留資格」の確認を!

### ～覚醒剤・大麻等薬物乱用の防止～

令和6年12月12日より、大麻の規制に関する改正法が施行され、大麻の施用も規制されることとなりました。大麻は持っても、使っても犯罪です。  
薬物に関われば、人生は壊れてしまいます。薬物乱用のない社会を作りましょう。



#### 大麻の乱用による影響

**知覚の変化**  
時間や空間の感覚がゆがむ

**学習能力の低下**  
短期記憶が妨げられる

**運動失調**  
瞬時の反応が遅れる

#### 大麻の有害性

**精神障害**  
統合失調症やうつ病を発症しやすくなる

#### 大麻を長く使い続ける影響

**IQ(知能指数)の低下**  
短期・長期記憶や情報処理速度が下がる

**薬物依存**  
大麻への欲求が抑えられなくなる



11月25日(月)から12月1日(日)は

●**広報事項**

**「犯罪被害者週間」です!**

